

## 建築基準法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程及び 同条第6項の規定による特定工程後の工程の指定

(平成12年2月23日 宇治市告示第14号)

(平成13年2月23日 宇治市告示第13号)

(平成13年11月26日 宇治市告示第137号)

(平成17年3月1日 宇治市告示第24号の2)

(平成19年6月15日 宇治市告示第75号)

(平成22年3月1日 宇治市告示第45号)

(平成27年2月27日 宇治市告示第38号)

**最終改正(平成28年7月1日 宇治市告示第78号)**

改正部分は、ゴシック太字で下線部分

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定しますので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の11の規定により、次のとおり告示します。

### 第1 中間検査を行う区域

本市の区域

### 第2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、地階を除く階数が2以上のもの、又は床面積が50m<sup>2</sup>を超えるもの。(以下「住宅等」という。)
- (2) 法別表第一(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、当該用途に供する部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの。(以下「特殊建築物」という。)

### 第3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

別表のとおりとする。

### 第4 適用

第3の指定は、法第6条第1項に規定する確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣等が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物で、第3に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用する。ただし、法第18条第1項(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)第85条の適用を受

ける建築物及び法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物は除くものとする。

附則（平成 12 年宇治市告示 14 号）

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 13 年宇治市告示 137 号）

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年宇治市告示 24 号の 2）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年宇治市告示 75 号）

この告示は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附則（平成 22 年宇治市告示 45 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年宇治市告示 38 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

**（施行期日）**

**1 この告示は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。**

**（経過措置）**

**2 この告示による改正後の平成 12 年宇治市告示第 14 号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。**

別表

建築物	特定工程	特定工程後の工程
住宅等及び木造の特殊建築物	木造の軸組（土台、柱、はり及び筋かいをいう。以下この表において同じ。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、木材で組まれた枠組を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
特殊建築物（木造のものを除く。）	2 階の床の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版の配筋工事又は建方工事の工程）の工程	2 階の床及びはりのコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版のコンクリート打込み工事の工程、壁の内装工事又は外装工

	事の工程)の工程
--	----------

- 備考1 この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。
- 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、それぞれの当該工事の工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。